

# 宮崎県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領

## 第 1 目的

この要領は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「法」という。）に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下「実施計画」という。）の認定について、法、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和 4 年農林水産省令第 42 号。以下「規則」という。）、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（農林水産省告示第 1412 号。以下「基本方針」という。）、環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン（4 環バ第 161 号。以下「ガイドライン」という。）及び宮崎県農林水産業における環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画（以下「県基本計画」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 環境負荷低減事業活動実施計画の認定

### 1 実施計画

実施計画に記載する環境負荷低減事業活動は、以下の要件に適合したものとする。

- (1) 農林漁業者が行う事業活動であること
- (2) 環境負荷の低減を図るために行う県基本計画 4 の（2）に掲げるいずれかの事業活動であること
  - ① 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動
  - ② 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動
  - ③ その他環境負荷低減に資する事業活動

### 2 認定の申請

- (1) 申請者は、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画に係る認定申請書（別記様式第 1 号）及び環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（別記様式第 2 号）に必要事項を記載し、居住する（法人の場合は主たる事務所が所在する）市町村長へ提出するものとする。
- (2) 実施計画の提出を受けた市町村長は、内容を確認し、適当と認めた場合には、西臼杵支庁又は農林振興局の長を経由して知事へ提出する。

### 3 計画の認定

- (1) 知事は、認定申請のあった実施計画について、法第 19 条第 5 項、基本方針及びガイドラインに則して内容を確認し、適当であると認められたときは、これを認定するものとする。
- (2) 知事は、食品等の流通等の合理化に関する事項が含まれる実施計画の認定をしようとするときは、別記様式第 3 号に当該実施計画の写しを添付して農林水産大臣に協議する。

### 4 認定の通知

- (1) 知事は、実施計画の認定を行ったときは、西臼杵支庁又は農林振興局の長及び市町村長を通じて認定通知書（別記様式第 4 号）を交付するものとする。

- (2) 知事は、実施計画の認定を行うことが適当でないと認めたときは、その旨を西臼杵支庁又は農林振興局の長及び関係市町村長を経由して、別記様式第 5 号により申請者へ通知するものとする。

### 第 3 特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定

#### 1 実施計画

実施計画に記載する特定環境負荷低減事業活動は、以下の要件に適合したものとする。

- (1) 農林漁業者が行う事業活動であること
- (2) 集団または相当規模で行われることにより地域における環境負荷の低減の効果を相当程度高めるもので、県基本計画 4 の (3) に掲げる事業活動であること

#### 2 認定の申請

- (1) 申請者は、特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画に係る認定申請書（別記様式第 6 号）及び特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（別記様式第 7 号）に必要事項を記載し、市町村長へ提出するものとする。
- (2) 実施計画の提出を受けた市町村長は、内容を確認し、適当と認めた場合には、別記様式第 8 号を付して西臼杵支庁又は農林振興局の長を経由して知事へ提出する。

#### 3 計画の認定

- (1) 知事は、認定申請のあった実施計画について、法第 21 条第 5 項、基本方針及びガイドラインに則し内容を確認し、適当と認めたときは、これを認定するものとする。

- (2) 関係機関・団体への協議等

##### ①国への協議

知事が、第 3 の 3 (1) の認定を行う場合において、法第 21 条第 6 項第 1 号、同項第 3 号または同条第 12 項の規定に基づき九州農政局長へ協議する場合、それぞれ別記様式第 3 号、別記様式第 9 号または別記様式第 10 号に当該実施計画書の写しを添付して協議するものとする。

##### ②指定市町村長への協議

知事が、第 3 の 3 (1) の認定を行う場合において、法第 21 条第 6 項第 2 号の規定に基づき市町村長へ協議する場合、別記様式第 11 号に当該実施計画書の写しを添付して協議するものとする。

##### ③農業委員会等への意見聴取

知事が、第 3 の 3 (1) の認定を行う場合において、法第 21 条第 13 項の規定に基づき、あらかじめ農業委員会の意見を聴く場合、別記様式第 12 号により照会し、農業委員会は別記様式第 13 号により回答するものとする。

#### 4 認定の通知

- (1) 知事は、実施計画の認定を行ったときは、申請者へ認定通知書（別記様式第 14 号）を交付するとともに、西臼杵支庁又は農林振興局の長を経由して関係市町村長に対し別記様式第 15 号により通知する。なお、第 3 (2) の①に基づき九州農政局長へ協議した場合は、九州農政局長に対し別記様式第 16 号により通知するものとする。

- (2) 知事は、実施計画の認定を行うことが適当でないと認めたときは、その旨を西臼杵支庁又は農林振興局の長及び関係市町村長を経由して、別記様式第 5 号により申請者へ通知するものとする。

#### 第 4 実施計画の変更

- 1 法第 20 条第 1 項又は法第 22 条第 1 項の規定に基づき、認定を受けた者（以下、「認定者」という。）が認定（特定）環境負荷低減事業活動実施計画（以下、「認定計画」という。）を変更しようとするときは、変更申請書（別記様式第 17 号）を知事へ提出するものとする。

変更申請書には、規則第 9 条の規定に基づき、変更後の実施計画及び変更前の実施計画の実施状況報告書（別記様式第 18 号）その他必要な書類を添付するものとする。

- 2 法第 20 条第 2 項又は法第 22 条第 2 項の規定に基づき、認定者が認定計画の軽微な変更をしようとするときは、別記様式第 19 号により、知事に届け出るものとする。  
なお、軽微な変更とは次に掲げるものとする。

- (1) 氏名や住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更
- (2) 環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動の実施期間の 6 カ月以内の変更
- (3) 環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であつて、当該資金の額について 10%未満の増減を伴うもの
- (4) その他、地域の名称又は地番の変更その他の環境負荷低減事業活動実施計画の内容の実質的な変更を伴わないと知事が認める変更

- 3 認定計画の変更の手続きについては、第 2 又は第 3 の手続きを準用する。

#### 第 5 認定の取り消し

- 1 知事は、認定者が認定計画に従って環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときには、法第 20 条第 3 項又は法第 22 条第 3 項の規定に基づき、その認定を取り消すことができる。

- 2 認定を取り消す場合には、認定取消通知書（別記様式第 20 号）により、その理由を明らかにした上で申請者に通知する。

#### 第 6 実施状況の報告

- 1 認定者は、目標年度末（作期が年度をまたがるものについては収穫終了後の 3 か月以内）に、実施状況報告書（別記様式第 21 号）を、市町村長へ提出する。
- 2 実施状況の提出を受けた市町村長は、内容を確認し、適当と認めた場合には、西臼杵支庁又は農林振興局の長を経由して知事へ提出する。

#### 第 7 その他

その他必要な事項については、県が定めるものとする。

附則

この要領は、令和 5 年 7 月 31 日から実施する。

附則

この要領は、令和 6 年 7 月 1 日から実施し、改正後の規定は、令和 5 年 7 月 31 日から適用する。

附則

この要領は、令和 7 年 10 月 7 日から実施し、改正後の規定は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 69 号）の施行の日（令和 7 年 10 月 1 日）から適用する。なお、この通知の施行日前に株式会社日本政策金融公庫が貸付けの決定を行ったものについては、なお従前の例による。